

# PFI法の概要

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号))

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

## 公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

## 基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

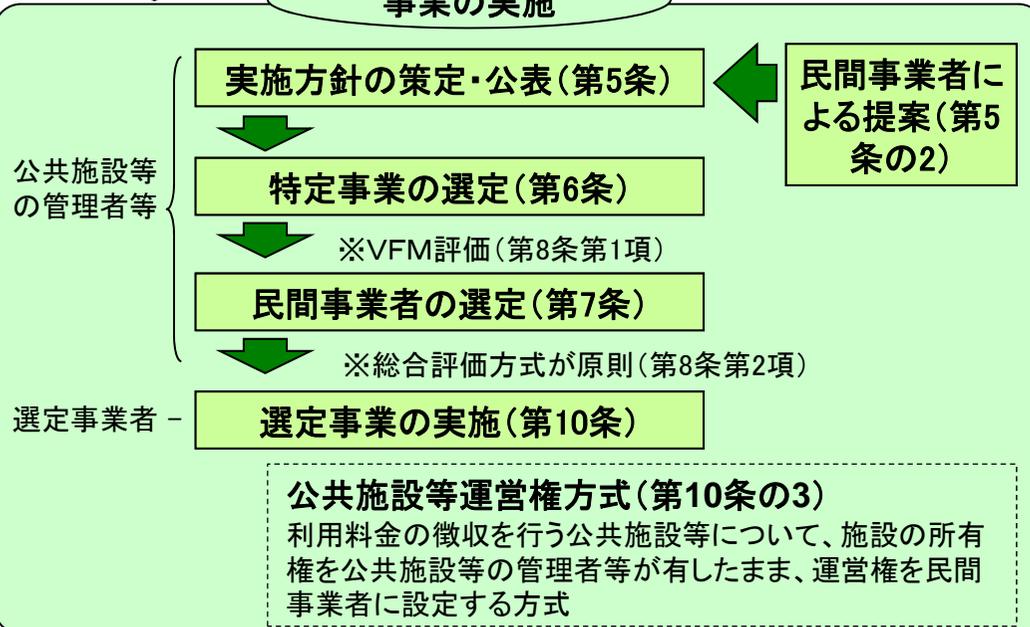
## PFI推進会議(第20条の2)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣  
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

## PFI推進委員会(第21条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

## 事業の実施

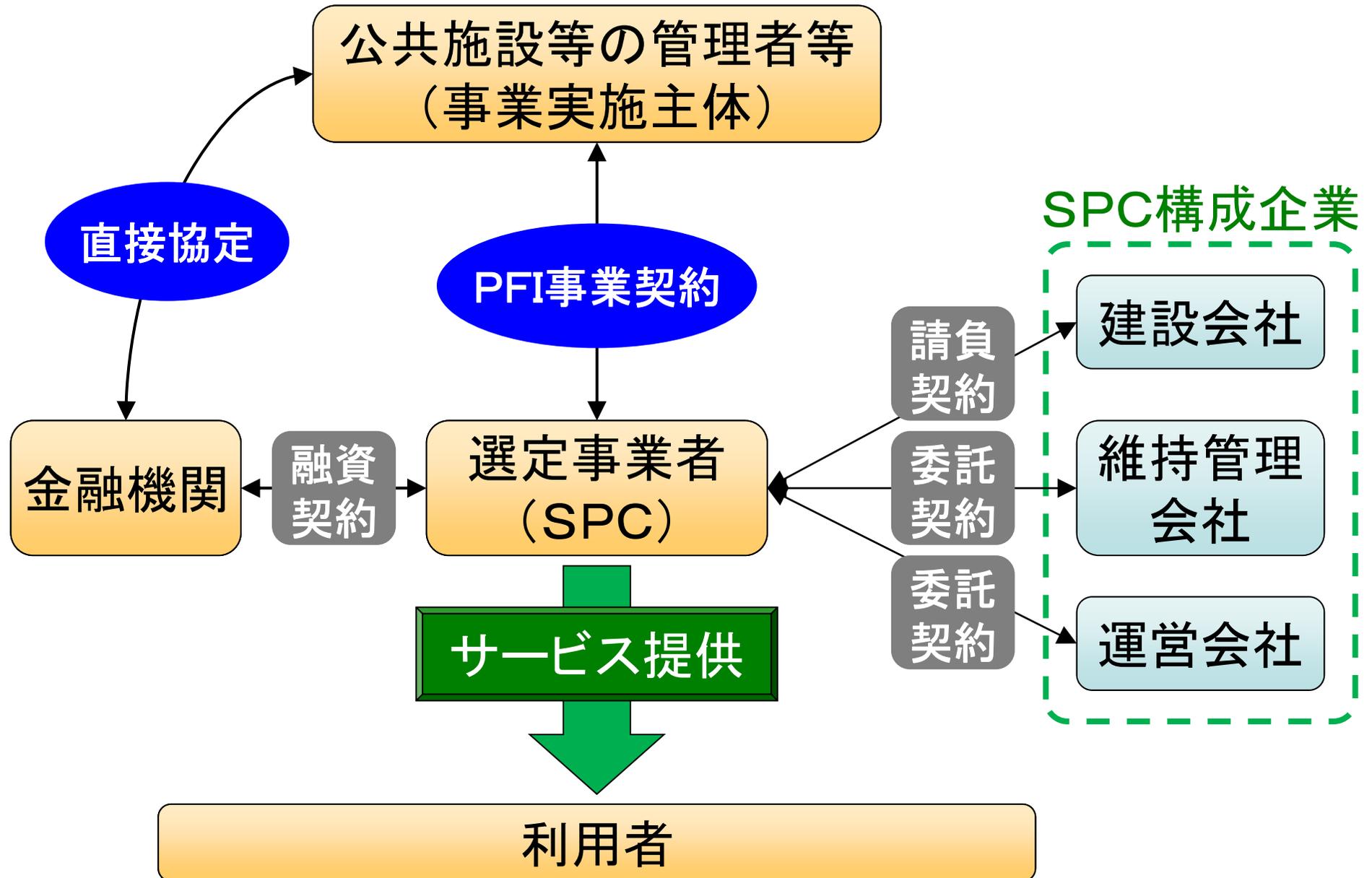


## 支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第11条)
- 行政財産の貸付け(第11条の2、第11条の3)  
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第12条)  
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

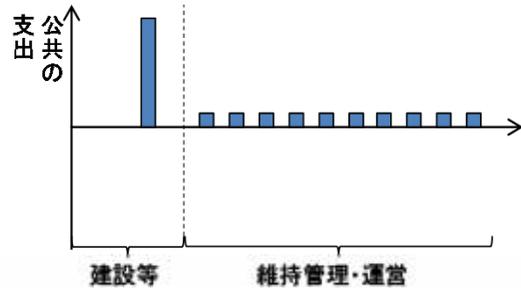
等

# PFIの一般的な事業スキーム



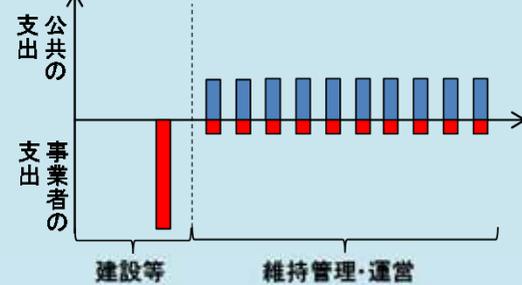
# PFI事業類型について

## 1 従来の公共事業



## 2 PFI事業

### (1) サービス購入型

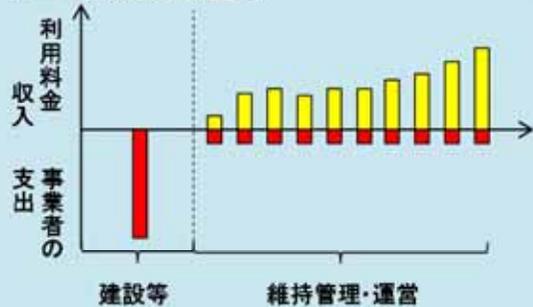


公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。)に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう(PFI法第2条第2項)。

- 公共の支出
- 事業者の支出
- 利用料金収入

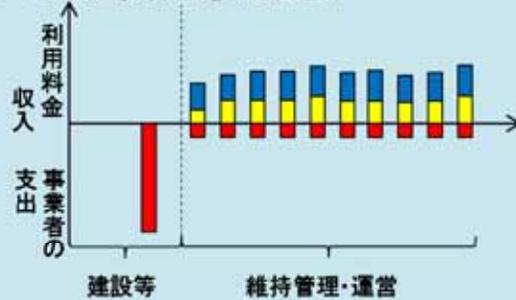
### <事業者が利用料金収入で費用を回収する方式>

#### (2-1) 独立採算型①



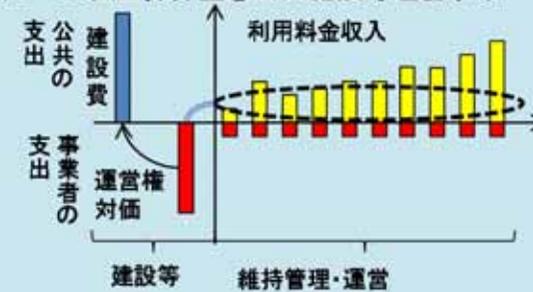
(事業例)  
羽田空港国際線旅客ターミナルビル

#### (2-2) 独立採算型②(混合型)



(事業例)  
高尾の森わくわくビレッジ

#### (2-3) 独立採算型③公共施設等運営事業



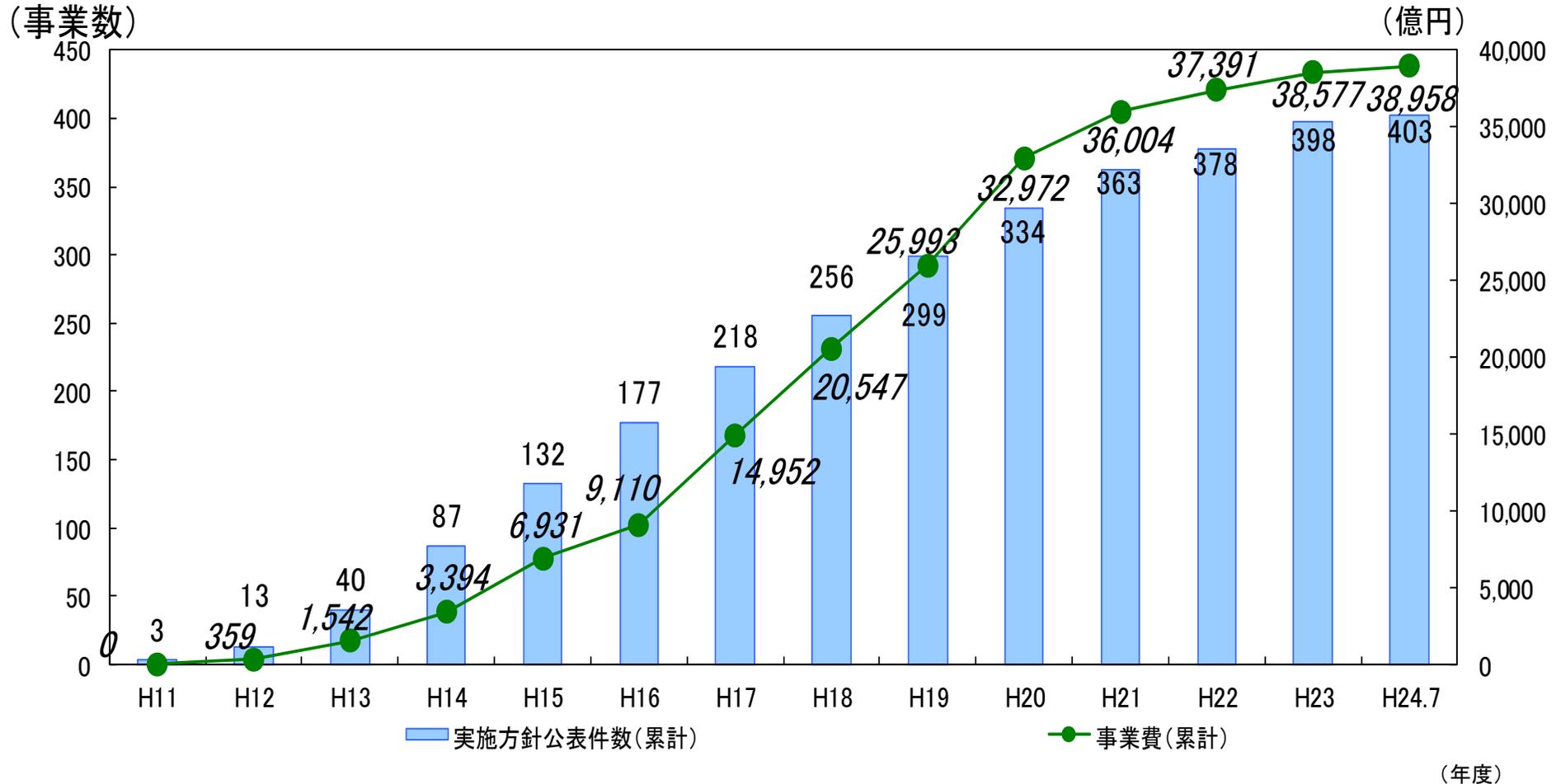
↓  
公共施設等運営事業

公共施設等の管理者等の設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等(利用料金を徴収するものに限る。)について、運営等(運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。)を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう(PFI法第2条第6項)。

# PFI事業の実施状況

## 事業数及び事業費の推移(累計)

(平成24年 7月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

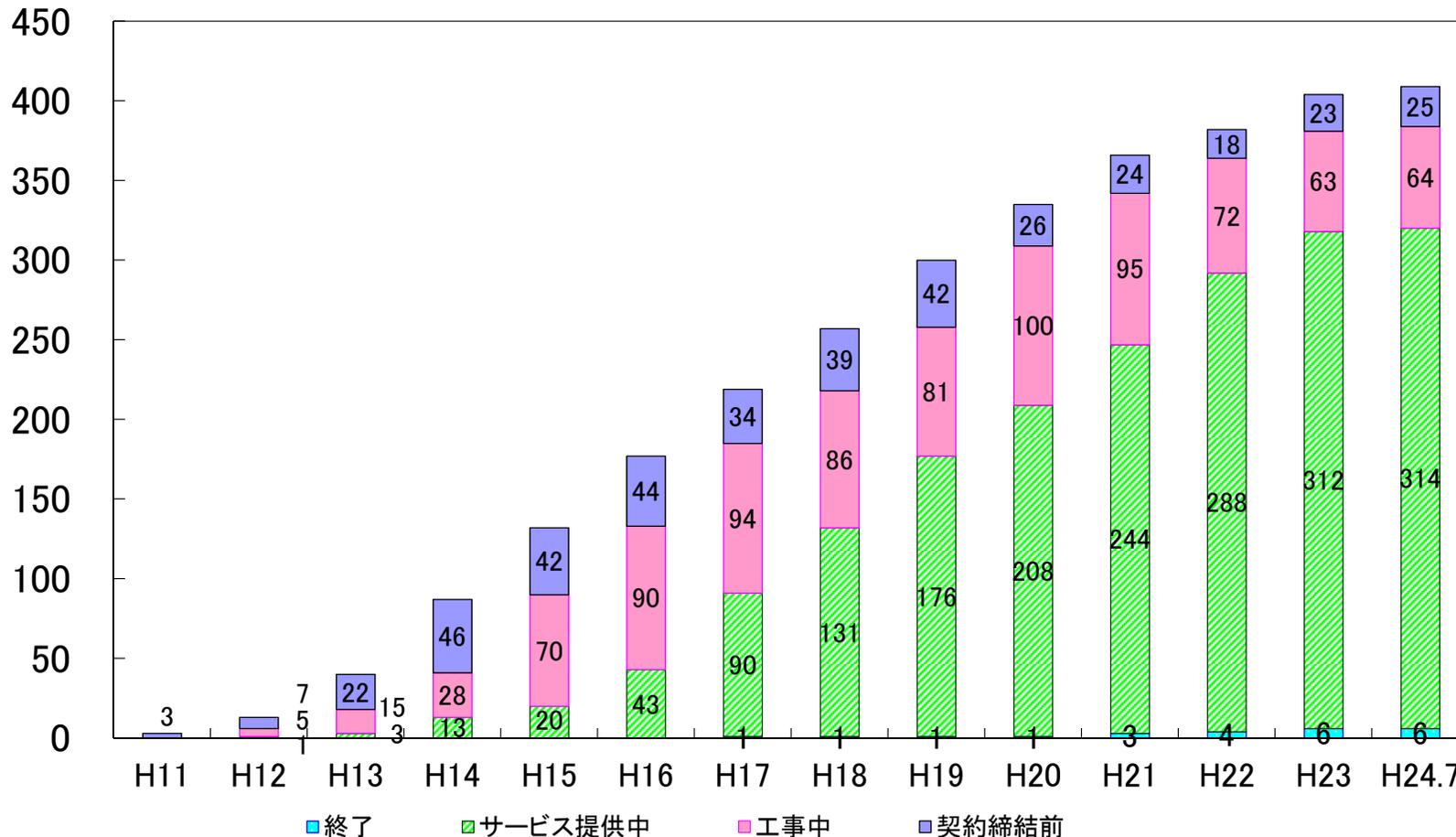
(注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。

# PFI事業の実施状況

## 事業の進捗状況の推移(累計)

(事業数)

(平成24年7月31日現在)



(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業(4事業)、及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 事業費については、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の落札金額又は当初契約金額であり、内閣府において把握しているものの合計額。

# PFI事業の実施状況

## 分野別実施方針公表件数

(平成24年7月31日現在)

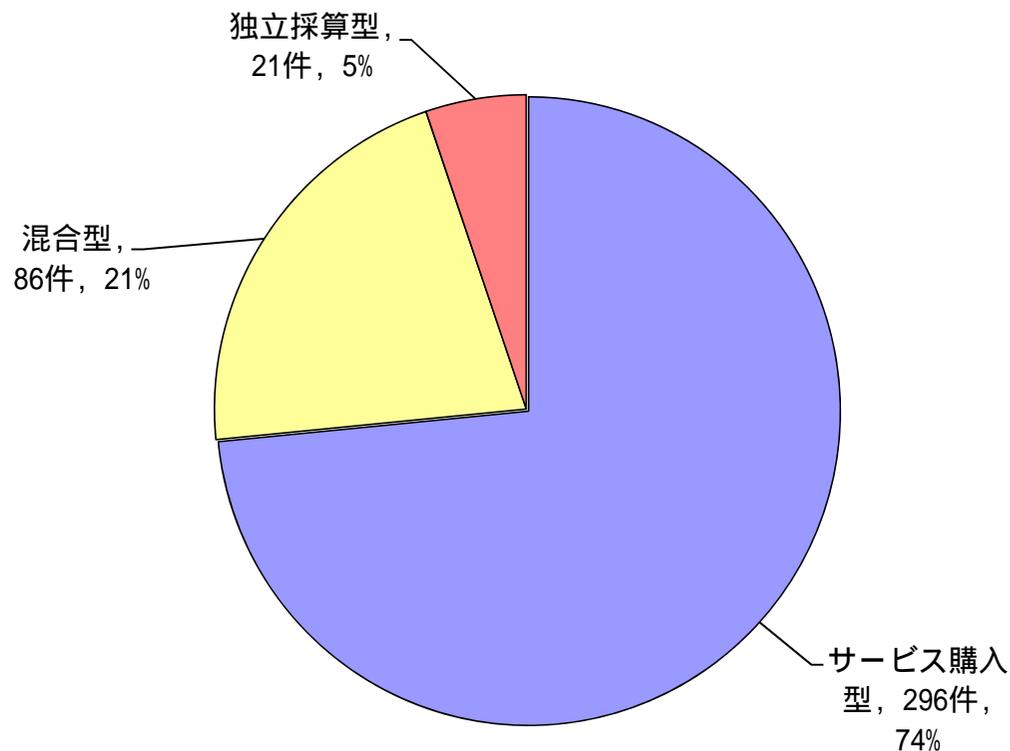
分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設 等)	1	98	34	133
生活と福祉(福祉施設 等)	0	18	0	18
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	72	2	74
産業(商業振興施設、農業振興施設 等)	0	13	0	13
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	7	39	0	46
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	7	14	0	21
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	44	10	1	55
その他(複合施設 等)	5	38	0	43
合計	64	302	37	403

(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

# PFI事業の事業費の回収方法による類型別事業数

(平成24年7月31日現在)

- これまでのPFI事業は税財源により回収を行うサービス購入型の事業が大部分。
- 利用料金収入等により回収を行う独立採算型等の事業を増加させることにより、財政負担の実質的な縮減や民間の事業機会の創出を図っていくことが課題。



# 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) (抜粋)

## (4) 観光立国・地域活性化戦略

### (大都市の再生)

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

### (社会資本ストックの戦略的維持管理等)

我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備され、現在、50年以上経過した橋梁は8%、トンネルは18%であるが、20年後には橋梁は51%、トンネルは47%に急増すると言われており、農業用水利施設は500箇所前後の施設が毎年更新時期を迎えることになり、今後は、国・地方の財政状況の逼迫等により、社会資本ストックが更新できなくなるおそれがある。このように高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。さらに、社会資本ストックについては、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPPの積極的な活用を図る。

# 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) (抜粋)

## 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

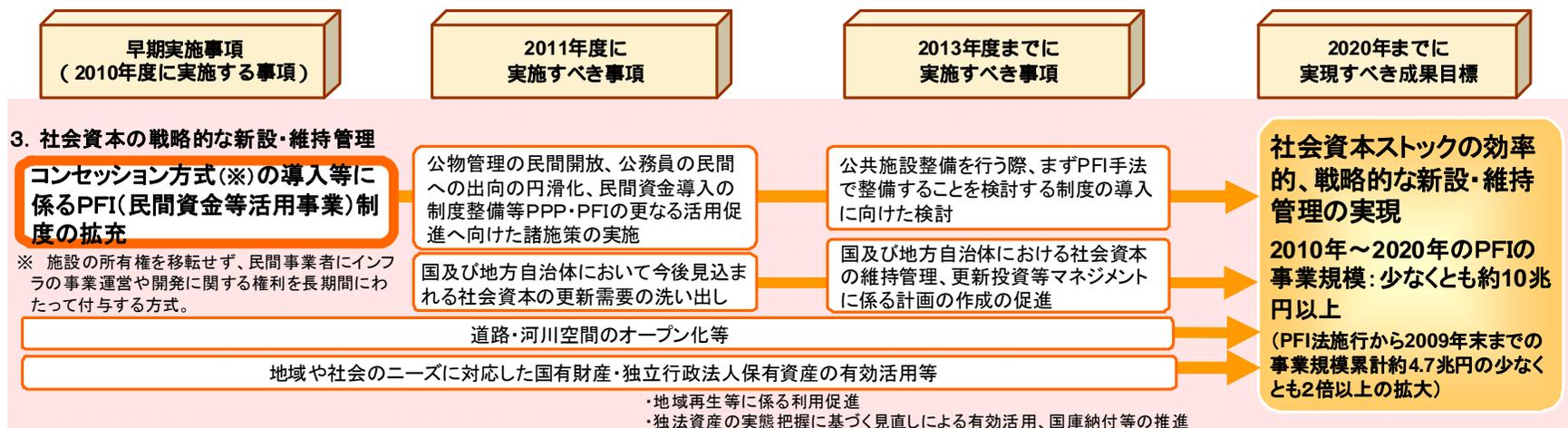
### 14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。そのため、PFI制度にコンセッション方式( )を導入し、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。

これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す。

( )公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。

## IV 観光・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～



# 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) (抜粋)

## (7)金融戦略(抜粋)

...また、国民金融資産を成長分野や地域に活用するための方策として、民間金融機関の積極的な取組を促す。さらに、政府系金融機関・財政投融资等の活用やファンドスキームの活用・検討等、官民総動員による対応を進める。

## Ⅶ 金融戦略



# 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) (抜粋)

## 1. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

### 2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

#### (1)モノを動かす

PFIの強力な推進・・・などにより、インフラ更新等の投資を促進する。これらにより資産デフレにも対応する。

## 1. 日本再生のための具体策

### 2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

#### (1) 更なる成長力強化のための取組

##### ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化

#### [金融戦略]

##### 【2020年までの目標】

官民連携インフラファンドの出融資事業も含めPFI事業全体として2010～2020年で少なくとも約10兆円以上。

## (1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～金融戦略～



# 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) (抜粋)

## (2) 分厚い中間層の復活

### ③持続可能で活力ある国土・地域の形成

#### [国土・地域活力戦略]

##### 【2020年までの目標】

2010年～2020年のPFIの事業規模:少なくとも約10兆円以上

##### 【2015年度の間目標】

国、都道府県、政令市、中核市、特例市で民間提案の活用等PFI活用に係る指針の策定促進75%以上

(重点施策:活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進)

民間活力の活用を図りつつ、インフラ投資を促進するため、民間資金等を活用する手法(PFI/PPP)の具体的な案件形成等を推進する。

## (2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～ 国土・地域活力戦略 ～



**PFIとは**

民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするための手法  
※Private(民間の)Finance(資金が)Initiative(主導する)方式

**改正法の必要性**

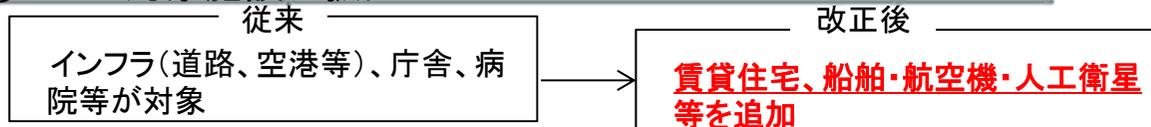
新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

- ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- ・その実現のため、コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施。

- 国・地方ともに厳しい財政状況の中で、公共サービスは従来以上に民間を含め様々な担い手により効率的に供給される必要。
- その一環として、社会資本の整備・更新においても、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要。
- あわせて、民間の事業機会を創出することによって我が国の成長に寄与。

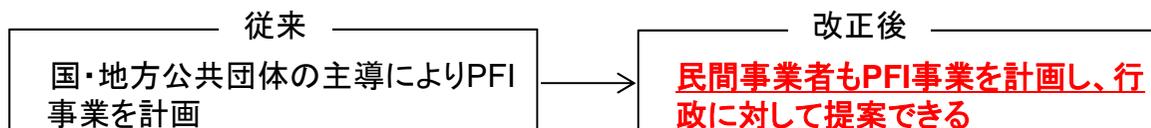
**改正法の概要**

**①PFIの対象施設の拡大**



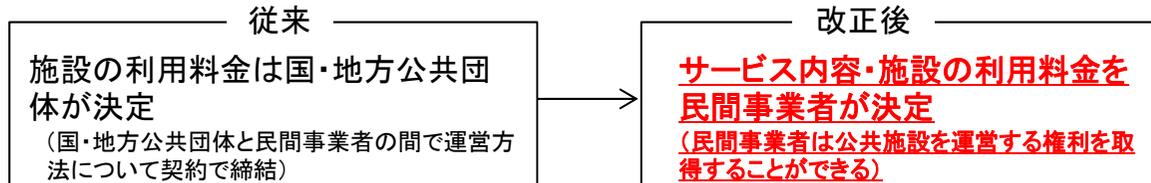
幅広い分野でPFIの活用が可能に

**②民間事業者による提案制度の導入**



民間のアイディアの更なる活用

**③公共施設等運営権制度の導入**



利用者ニーズを反映したサービスの提供

**④民間事業者への公務員の派遣等についての配慮**

ノウハウの伝達によるPFI事業の円滑な遂行

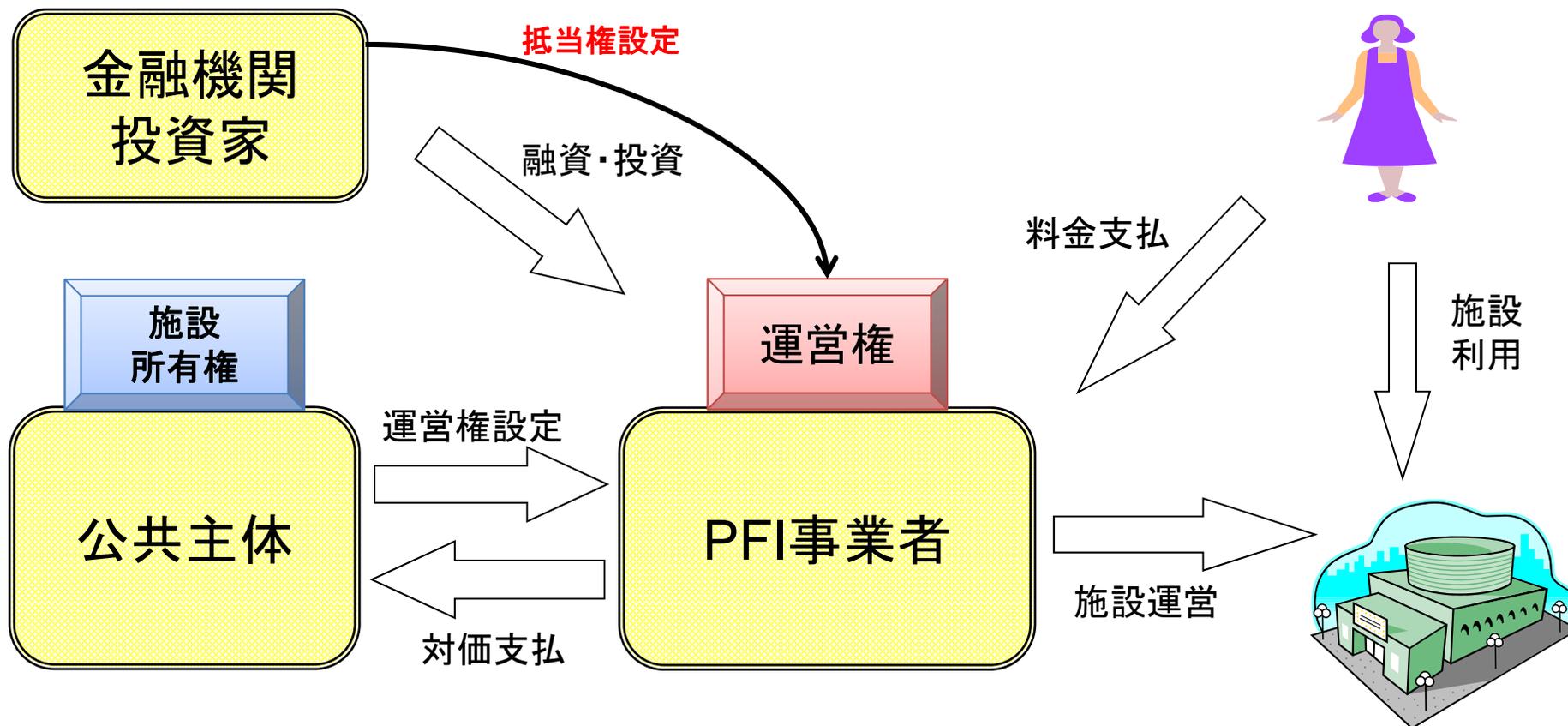
**⑤民間資金等活用事業推進会議の創設(会長:内閣総理大臣)**

政務主導の推進体制の整備

# 公共施設等運営権について

## 公共施設等運営権とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
- ・既存の施設においても新設の施設においても設定が可能



# 公共施設等運営権(メリット)

## (公的主体のメリット)

- ・事業主体から対価を徴収することにより、**施設収入の早期回収を実現**
- ・事業収支及びマーケットリスクが公的主体から事業者へ移転

## (事業者のメリット)

- ・**運営権を独立した財産権**とすることで、**抵当権の設定等が可能となり、資金調達が円滑化**
- ・**自由度の高い事業運営が可能**
- ・運営権の取得に要した費用は減価償却が可能

## (金融機関・投資家のメリット)

- ・運営権への抵当権設定が可能となり、**金融機関の担保が安定化**
- ・運営権が譲渡可能となり、**投資家の投資リスクが低下**

## (施設利用者のメリット)

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズを反映した**質の高い公共サービスが提供**

# 公共施設等運営権(定義)

## 公共施設等運営権

公共施設等運営事業を実施する権利

(第2条第7項)

## 公共施設等運営事業

①公的主体が所有権を有している施設であり、

- ・既存施設のみでなく、新設して公的主体に所有権を移転する場合も該当
- ・施設の敷地の所有権まで有する必要はない

②利用料金を徴収する施設について、

- ・独立採算型等であることが必要

③運営等を行い、利用料金を自らの収入として收受する事業

- ・施設を運営・維持管理することは含まれるが、建設は含まれない
- ・施設を新設する場合には、通常のPFI事業で民間事業者が建設を行った後に、当該事業者運営権を設定することが想定

(第2条第6項)

## 関西国際空港・大阪国際空港



- ・関西国際空港及び大阪国際空港(伊丹)について、運営権制度を活用することを想定した「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」が、平成23年5月に公布。

# 公共施設等運営権(基本方針)

(別表)個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている施設であって、利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定について

施設	管理者等	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
水道施設	水道事業者 水道用水供給事業者	水道法	設定は可能(注1)
医療施設	国 地方公共団体 独立行政法人 等	医療法	設定は可能 ただし、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者が医業本体を事業範囲とすることは認められない。
社会福祉施設	社会福祉事業者	社会福祉関係各法	設定は可能(注1)
漁港 (プレジャーボート収容施設)	地方公共団体	漁港漁場整備法	設定は可能
中央卸売市場	都道府県又は人口20万人以上の人口を有する市等	卸売市場法	設定は可能
工業用水道事業	地方公共団体 地方公共団体以外の者等	工業用水道事業法	設定は可能
熱供給施設	熱供給事業者	熱供給事業法	設定は可能(注1)
駐車場	地方公共団体 等	駐車場法	設定は可能
都市公園	地方公共団体 等	都市公園法	設定は可能

# 公共施設等運営権(基本方針)

(別表)個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている施設であって、利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定について

施設	管理者等	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
下水道	地方公共団体	下水道法	設定は可能
道路	地方公共団体 等	道路整備特別措置法	今後の料金制度のあり方とあわせて設定を検討
賃貸住宅	地方公共団体 等	公営住宅法等	設定は可能
鉄道(軌道を含む)	地方公共団体 等	鉄道事業法 軌道法	設定は可能(注1)
港湾施設	地方公共団体 等	港湾法	設定は可能
空港	国 地方公共団体 空港会社	航空法 空港法 等	関西国際空港及び大阪国際空港については可能。また、国管理空港等については、公共施設等運営権制度を活用した運営等の民間委託を可能とする措置を定める法案を第180回国会(常会)に提出したところ(注2)。
産業廃棄物処理施設	民間事業者 廃棄物処理センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設定はなじまない
浄化槽	個人、法人、市町村又は一部事務組合	浄化槽法	設定は可能

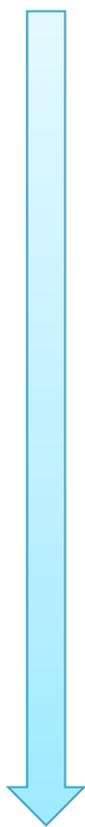
(注1)各事業を経営するためには、別途、各事業法に基づく許可等を受けることが必要。

(注2)平成24年3月27日現在。

# 民間提案制度

これまでのPFI事業の流れ

公的主体が実施  
方針案を検討・策定



民間提案制度における流れ

民間事業者が実施方針案を  
検討・策定

公的主体に提案

公的主体が提案について検討

採用

不採用

民間事業者の結果を通知

民間発意に基づく  
事業の増加が期待

公的主体が実施方針を策定・公表

# ガイドラインに係る検討課題(PFI推進委員会)(抜粋)

## 1. 株式譲渡について

### ① 背景

- ・ 公共施設等運営権制度の創設により独立採算型事業等の増加が見込まれ、また、運営権を活用した独立採算型事業等への出融資を行う官民連携インフラファンドの設立を受け、今後、民間によるインフラ投資を促進し、インフラ投資市場の形成を図ることが重要課題。
- ・ このため、民間の資金調達が多様化・円滑化に対応して、株式譲渡の考え方を検討。

### ② 論点

#### <総論>

- ・ 事業者選定においては、提案と履行能力が評価されたコンソーシアムが落札した後、当該コンソーシアム構成会社により設立された株式会社が契約当事者＝選定事業者となることにより、両者の同一性を担保し、提案内容に適合した履行を確保。
- ・ 現行ガイドラインにおいては、主にサービス購入型事業を念頭に、上記目的のため、コンソーシアム構成企業による出資条項の例を記載。

# ガイドラインに係る検討課題(PFI推進委員会)(抜粋)

## 2. 債権譲渡について

### ①背景

- ・借入による資金調達については、今後、債券発行やローン債権売買等の債権譲渡を前提とした資金調達の活用等、資金調達手段の多様化が図られ、インフラ投資市場が活性化する可能性。
- ・このため、民間の資金調達の多様化・円滑化に対応して、債権についても検討。

### ②論点

- ・資金調達は選定事業者の責任において行うことが基本であり、債権譲渡について、現行ガイドラインにも特段の記述はない。今後とも、この点は変わりないと思われるが、民間の資金調達の多様化・円滑化の観点から、留意すべき事項はあるか。
- ・融資金融機関等は、事業状況のモニタリング機能や一定のステッピンの能力を有しているが、債権譲渡に伴う債権者の変更の際して、これらをどう考えるか。

## ○民間提案について

## ○公共施設等運営権について

- 公共施設等運営権の対価
- 更新投資・新規投資
- 民間事業者の選定
- 公共施設等運営権の設定
- 公共施設等運営権の譲渡・移転
- 公共施設等運営権の取消等
- リスク分担
- 土地の賃貸借
- 公共施設等運営権実施契約の終了
- VFM の算定

## 国土交通省H23年度 先導的官民連携支援事業 補助対象事業

○ 応募のあった34件の中から、第3者委員会の意見も踏まえて以下の11件を採択し、補助金を交付

	応募者	補助対象事業
1	府中市	道路施設包括管理検討事業
2	浜松市	公共下水道における包括的民間委託・公共施設等運営権検討事業
3	豊橋市	「持続的発展が可能な環境先進都市づくり」に貢献するバイオガス(消化ガス)の精製・都市ガス導管注入事業
4	大阪府、堺市	民間事業者と連携した持続可能な泉北ニュータウン再生手法検討事業
5	大阪市、大阪商工会議所	大阪城公園パークマネジメント事業及び「もと市立博物館」等の民間活用事業
6	箕面市	箕面駅前第一駐車場・駐輪場再整備に係る官民連携調査検討事業
7	奈良県道路公社	第二阪奈有料道路の維持管理の包括マネジメント
8	阿南市	改正PFI法に基づく公共施設等運営事業方式を採用する緊急避難施設兼ねた全天候型の屋内スポーツ施設運営事業
9	北九州市	西豪州/北九州市間における下水処理水輸出事業
10	佐賀県	有明佐賀空港の民間運営委託検討調査
11	長崎県	長崎港における埠頭運営会社検討事業

# 国土交通省H24年度 先導的官民連携支援事業 補助対象事業

○ 応募のあった26件の中から、第3者委員会の意見も踏まえて以下の12件を採択し、補助金を交付(1次募集分)。

	応募者	補助対象事業
1	青森県	青森空港における公共施設等運営権検討事業
2	宮城県	仙台空港活性化・空港周辺地域開発に関する調査
3	古河市	古河鍛冶町「まちなか蔵＋道路空間」創造的運営管理事業
4	佐野市	佐野インランドポートを核とした総合物流拠点検討事業
5	川越市	歴史的・文化的建築物の再生・利活用事業
6	鎌倉市	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業
7	静岡県	富士山静岡空港運営改善検討調査事業
8	函南町	函南町地域活性化・交流・防災拠点整備事業
9	大阪府	自律的PPP組織を活用したまち再生PPP手法の検討事業
10	福岡市	博多港中央ふ頭地区におけるターミナル機能強化
11	長崎市・長崎県・長崎商工会議所・長崎経済同友会・長崎県経営者協会・長崎青年会議所・長崎大学	東アジア等を展望した(仮称)長崎MICE推進地区整備に係る官民連携調査事業
12	いちき串木野市	官民連携による下水汚泥・再生水の有効活用事業

# 第180回国会に提出したPFI法改正案の概要

- 官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与する。

## 法案の概要

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
  - ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)
  - ・民間の資金・ノウハウを十分にいかしつつ、官民で連携して…成長マネーの供給を拡大するため、…PFI事業推進の官民連携インフラファンド(仮称)の創設を進める。

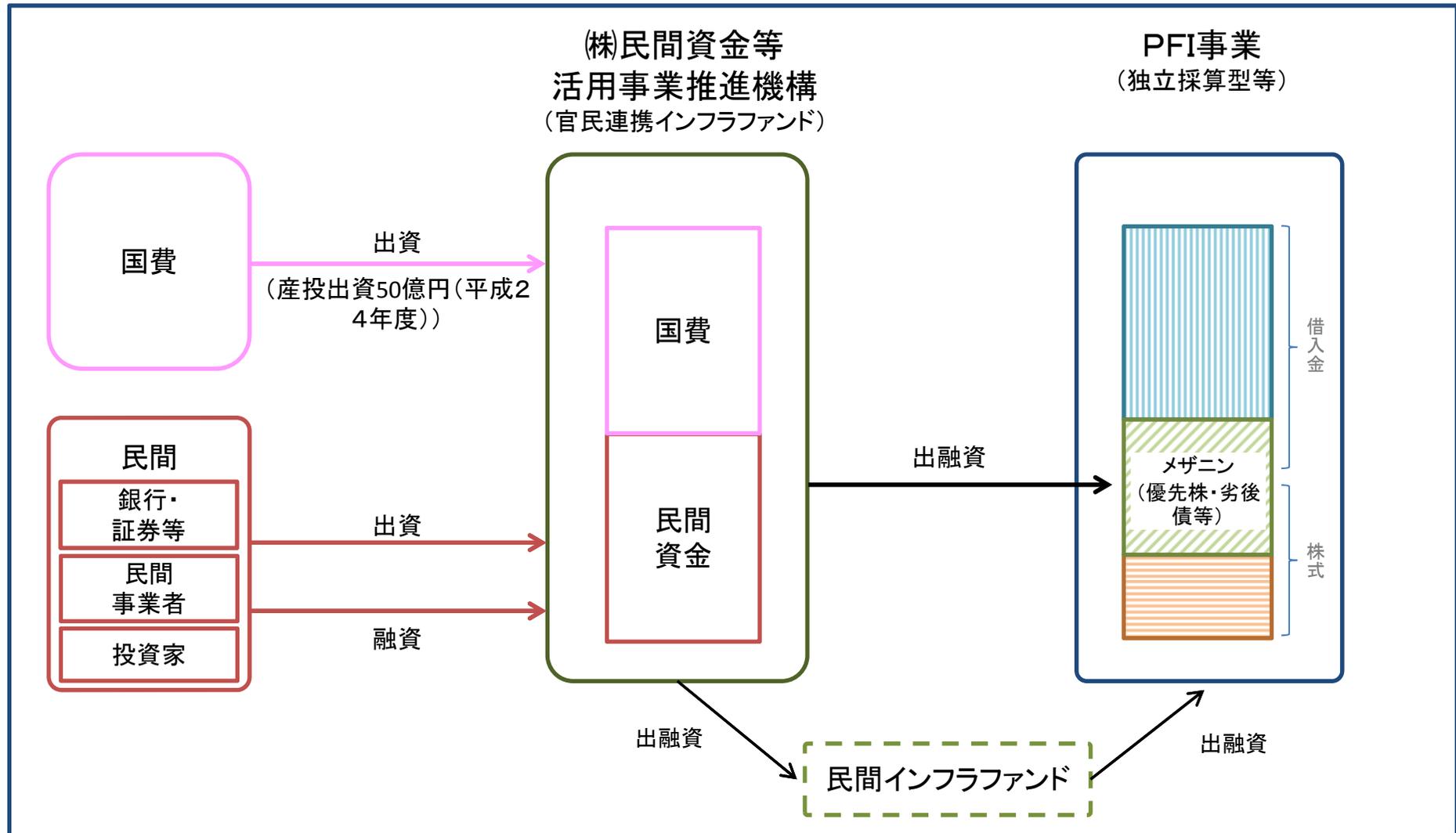
## 株式会社民間資金等活用事業推進機構

- 機構の主な業務
  - ・独立採算型(コンセッション方式を含む。)等のPFI事業等に対する出融資(優先株・劣後債の取得等)
  - ・PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言
- 機構への出資等
  - ・官民による共同出資(国の出資額:50億円(産投出資・平成24年度))等
- その他
  - ・業務の中立性・公平性の確保等のため、機構への民間資金等活用事業支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保
  - ・機構は15年間(平成40年3月末)を目途に業務を終了

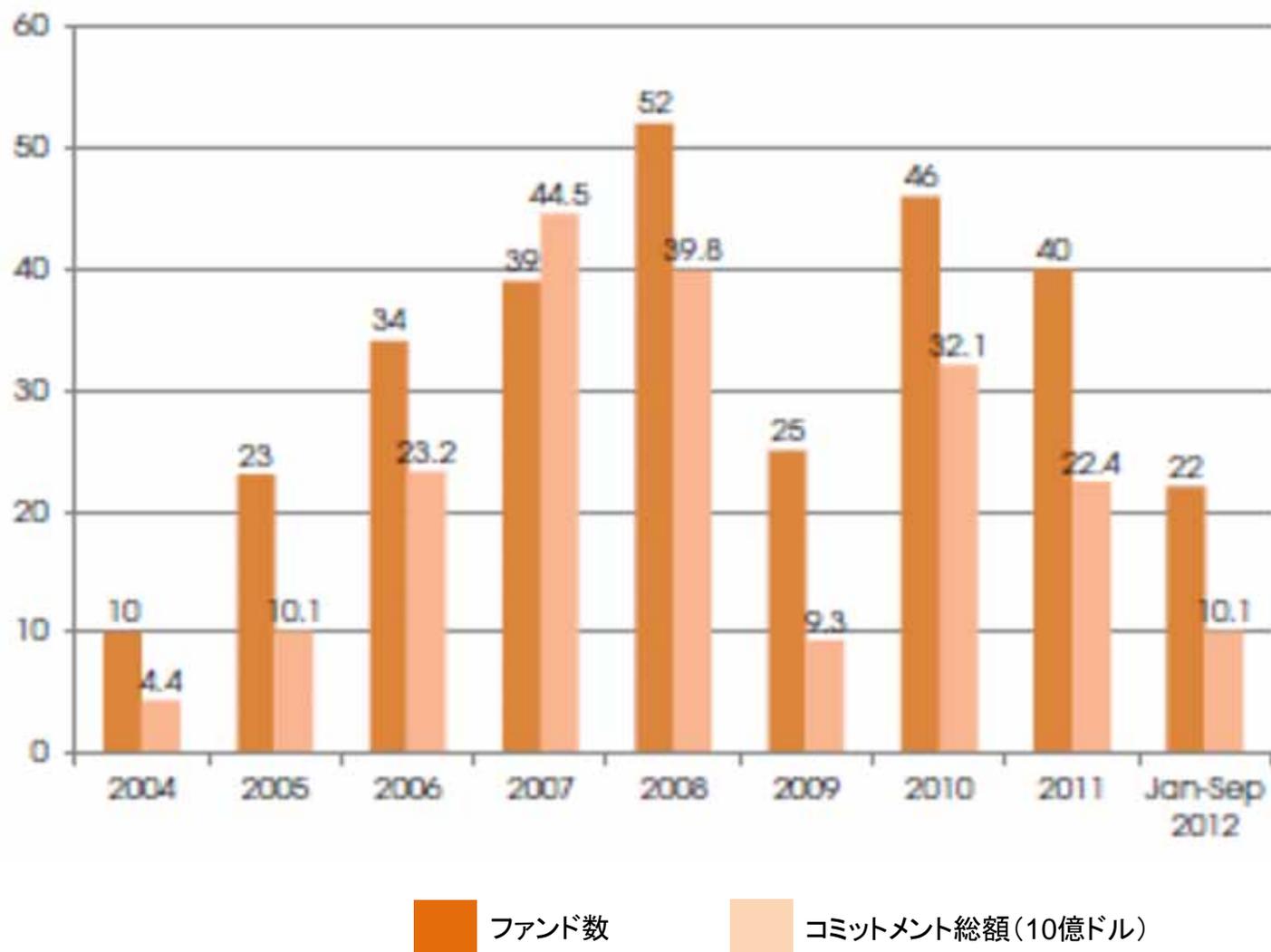
## 期待される効果

- 独立採算型等のPFI事業の推進により、社会資本の整備・維持管理に係る財政負担の縮減や民間の事業機会の創出が図られる。
- 国の資金を呼び水として民間によるインフラ事業への成長マネーの供給を促し、インフラ投資市場の形成を通じて我が国経済の成長力を強化。

# (株)民間資金等活用事業推進機構スキーム概要図

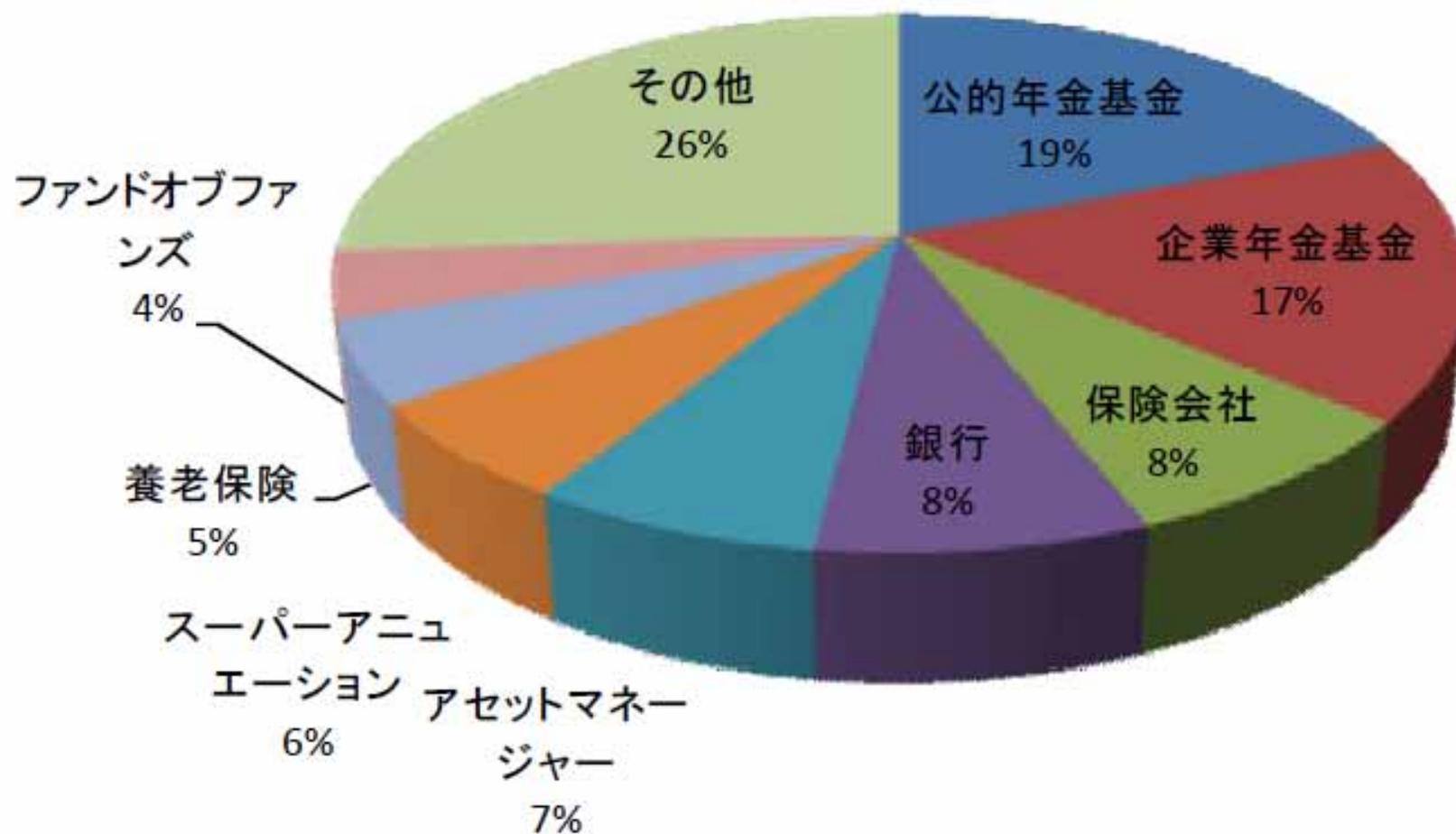


# 世界のインフラファンド市場は2000億ドル規模



出所) The 2012 Preqin Infrastructure Review

# インフラファンドへの投資家構成

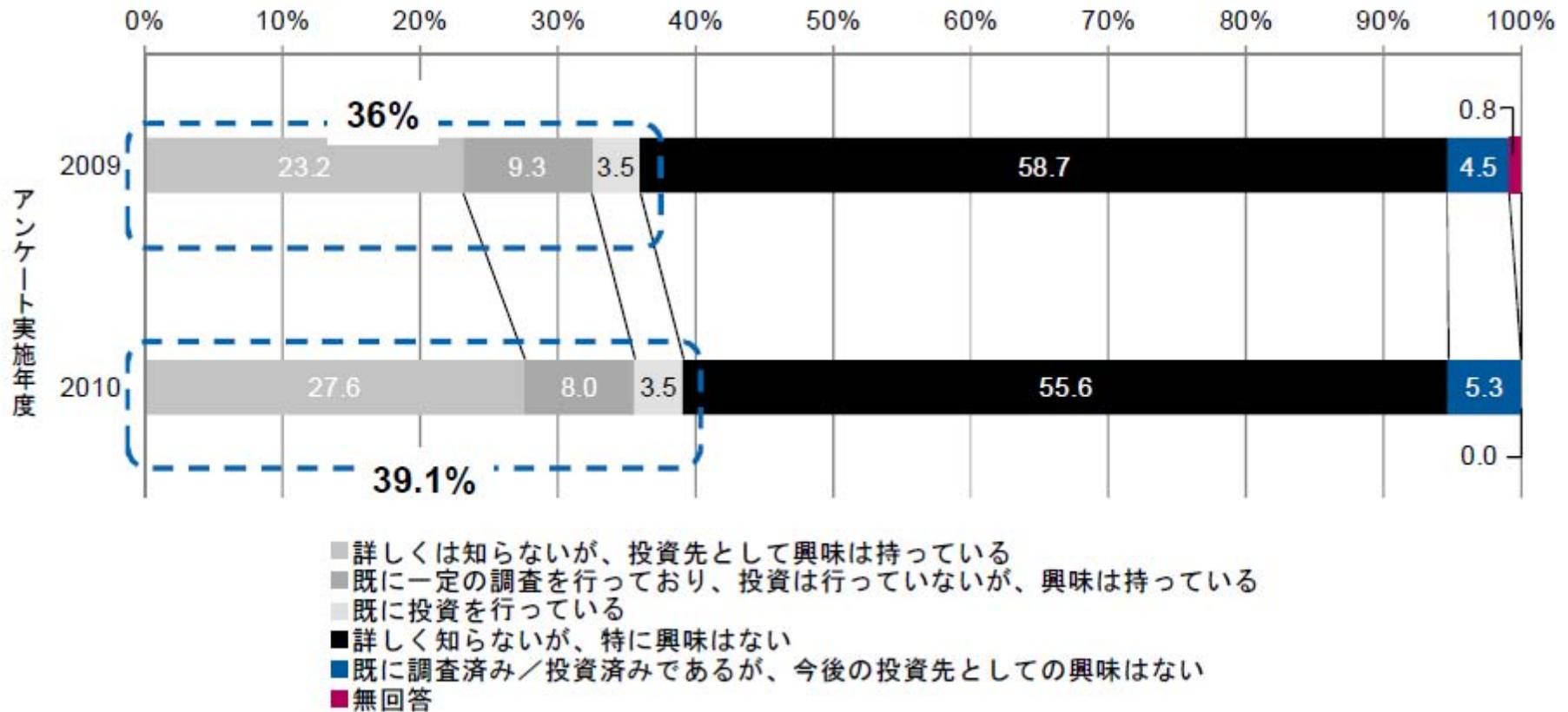


出所) The 2011 Preqin Infrastructure Review

(東京都資料より)

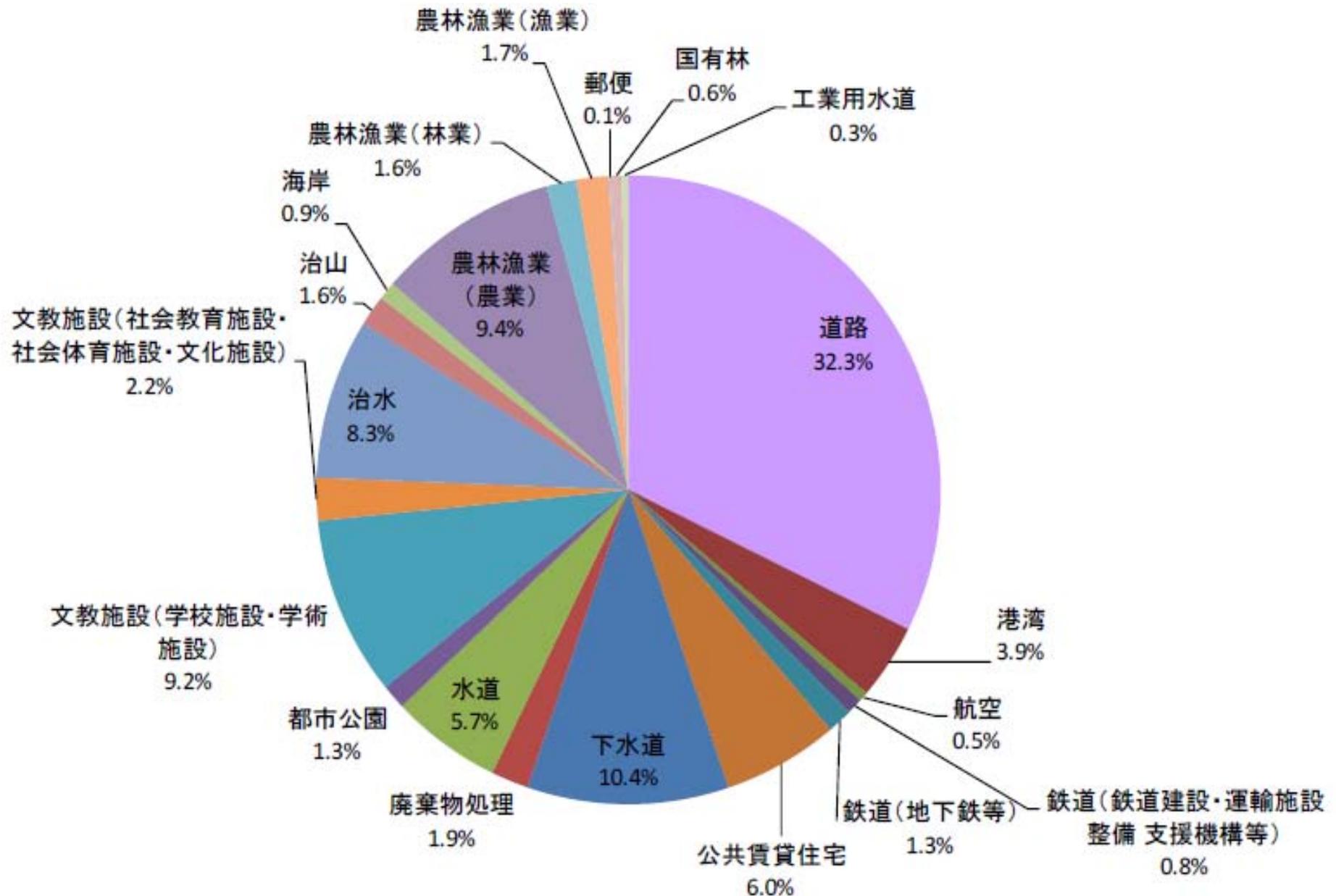
※スーパーアニュエーションとは、オーストラリアの企業年金制度である。

# 国内年金基金等はインフラファンド投資へ興味を示している

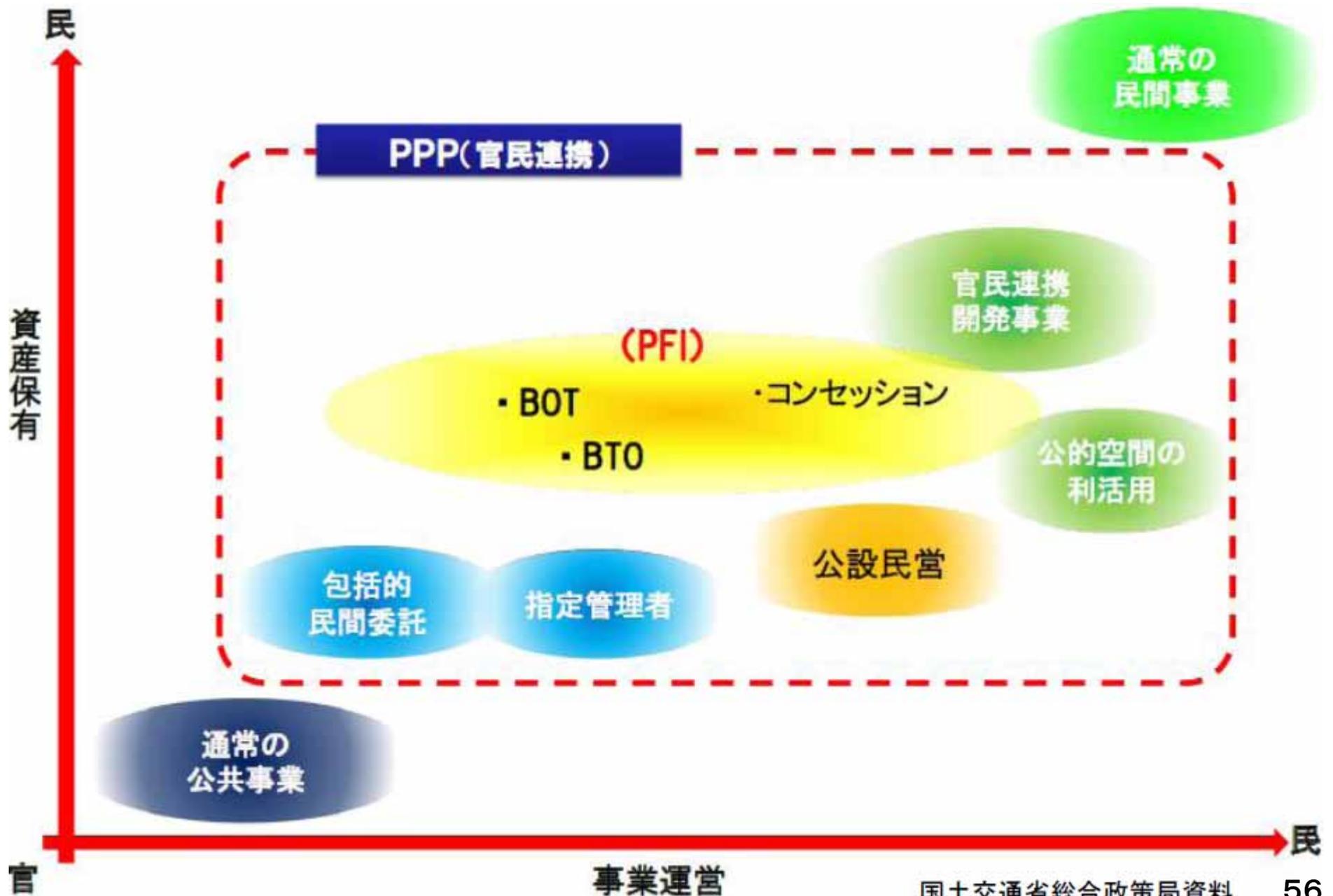


出所) 経済産業省 平成22年度アジア産業基盤強化等事業(インフラ整備のためのインフラファンドの活用促進調査)

# 我が国の粗インフラストック = 786兆円(2009)



# PPP(官民連携)の類型(イメージ)



## 今後期待されるPPPの種類

- 民間提案活用型
- 関連収益事業活用型
- 包括マネジメント型